



学生・教職員のみなさんへ

法務支援センターだより Vol.2

(本センターでは所属教員(弁護士・研究者)が無料法律相談に応じます)

～リーガル・カフェ～

「アルバイト」アンケートの結果から見える本学学生の問題点は!?

アルバイト・アンケートの集計結果

(2015年度厚労省調査(2015年度以降実施なし)との比較)

(2017年9月27日～10月4日:交通安全講習会参加者への実施分:日進・MKC集計数241名)

愛知学院大学学生課・法務支援センター

母数:回答者数 ():母数に対する割合%

	愛知学院	厚労省
問1 (アルバイト先) 飲食店、ドラッグストア、スーパー、居酒屋、ケーキ屋、しゃぶしゃぶ屋、物流、カフェ、ラーメン店、遊園地、学習塾、コンビニ、カラオケ、薬局、雑貨屋、回転寿司、肉鍋屋、試験監督、スイミングスクール、銭湯、郵便局、焼肉屋、レンタカー、結婚式場、社員食堂、吉野家、ラーメン屋、ファーストフード、ガソリンスタンド、工場、レストラン、派遣会社、ファミレス、サービス、ハードオフ、レンタルビデオ、バー、お好み焼き屋、採点、パン屋、調剤薬局、アパレル、ホテル、パチンコ、電気屋、ボウリング場、接客業、スポーツジム、ゲームセンター、総菜屋、掃除、テーマパーク、スケートリンク、運送業、イベント、弁当屋、定食屋、接骨院、仕分け、フィットネス、喫茶店、百貨店、ショッピング		
問2 アルバイトをする際、労働条件をどのように知ったか。	母数 241	母数 1,961
<input type="checkbox"/> 具体的な説明はなかった(求人情報のみを含む)	28(11.6)	374(19.1)
<input type="checkbox"/> 口頭で知らされた (労働条件記載書面はなし)	55(22.8)	432(22.0)
<input type="checkbox"/> 労働条件記載書面を見せられ、知らされた(書面持帰り不可)	51(21.2)	346(17.8)
<input type="checkbox"/> 労働条件記載書面を渡され、知らされた(書面持帰り可)	101(41.9)	809(41.3)
問3 アルバイトで次のようなことがあったか。(複数回答可)	母数 241	母数 1,961
<input type="checkbox"/> 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた	23(9.5)	263(13.4)
<input type="checkbox"/> 採用時に 合意した以上のシフト を入れられた	34(14.1)	291(14.8)
<input type="checkbox"/> 一方的に急なシフト変更を命じられた	18(7.5)	287(14.6)
<input type="checkbox"/> 一方的にシフトを削られた	38(15.8)	231(11.8)
<input type="checkbox"/> 実働時間の管理が不適切(タイムカード打刻後の労働等)	13(5.4)	150(7.6)
<input type="checkbox"/> 賃金が支払われなかった	5(2.1)	27(1.4)
<input type="checkbox"/> 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった	23(9.5)	266(13.6)
<input type="checkbox"/> 時間外・休日・深夜労働の割増賃金が支払われなかった	9(3.7)	105(5.4)
<input type="checkbox"/> 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった	24(10.0)	173(8.8)
<input type="checkbox"/> 給与明細書がもらえなかった	20(8.3)	163(8.3)
<input type="checkbox"/> 労働条件上の 不当な扱いはなかった	109(45.2)	1015(51.8)

問4 アルバイトによって、学業に支障が出た経験があるか。	母数 241	母数 1,000
<input type="checkbox"/> ない	210(87.1)	822(82.2)
<input type="checkbox"/> ある	15(6.2)	178(17.8)
問5 困ったことがあった場合、どうしたか。(複数回答可)	母数 241	母数 1,000
<input type="checkbox"/> 知人・友人、家族に相談した	137(56.8)	556(55.6)
<input type="checkbox"/> 学校や職場の先輩に相談した	22(9.1)	96(9.6)
<input type="checkbox"/> 同僚に相談した	26(10.8)	57(5.7)
<input type="checkbox"/> 専門の相談窓口相談した	1(0.4)	16(1.6)
<input type="checkbox"/> インターネットで調べた	29(12.0)	101(10.1)
<input type="checkbox"/> 自分で会社との話し合いの機会を持った	13(5.4)	28(2.8)
<input type="checkbox"/> そのアルバイトを辞めた	35(14.5)	107(10.7)
<input type="checkbox"/> 何もしなかった	40(16.6)	101(10.1)
<input type="checkbox"/> その他	3(1.2)	3(0.3)
問6 労働条件に関して、知っていることは何か(複数回答可)	母数 241	母数 1,000
<input type="checkbox"/> 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある	81(33.6)	475(47.5)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある	93(38.6)	414(41.4)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある	155(64.3)	565(56.5)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、時間外労働(1日8時間を超えた場合など)や深夜労働(午後10時から午前5時)には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある	102(44.2)	427(42.7)
<input type="checkbox"/> アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない	106(44.0)	435(43.5)
<input type="checkbox"/> 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない	140(58.1)	641(64.1)
<input type="checkbox"/> 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。	63(26.1)	222(22.2)
<input type="checkbox"/> アルバイト代を事業主が一方的に引き下げることができない	61(25.3)	248(24.8)
<input type="checkbox"/> アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定(「36(さぶろく)協定」)を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない	21(8.7)	128(12.8)
<input type="checkbox"/> 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日以上前に予告するか、解雇予告手当(平均賃金の30日分以上)を払わなければならない	41(17.0)	214(21.4)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、仕事によるけがは労災保険を使う必要がある	64(26.6)	323(32.3)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる	52(21.6)	264(26.4)
<input type="checkbox"/> 何も知らない	22(9.1)	129(12.9)

[分析]

1 労働条件の明示

労働条件通知書を交付されていない者が55.6%。その中でも全体の11.6%は、具体的な説明がなかったというものであった。十分な労働条件を知らされていない可能性が高い。

2 労働条件について

54.8%の者が何らかの不当な扱いを受けたと回答している。最も多いのが「一方的にシフトを削られた」の15.8%。労働基準法を守らない不当な労働実態が相当ある。

3 学業に支障が生じた

深夜勤務による遅刻、欠席（居酒屋）等、深夜のアルバイトで体調を崩したという体調に関わる訴えもあることは特に考える必要がある事例である。

4 困ったときの相談先

「知人・友人、家族」が56.8%と最も多く、その次に多かったのは「何もしなかった」の16.6%。「専門の相談窓口相談した」は0.4%。一人で抱え込まずに専門の相談窓口相談が必要。

法定労働条件の認識が低かったのは36協定の締結・届け出（8.7%）、他方、認識が高かったのは、休憩時間の付与（64.3%）、最低賃金（58.1%）。これらの内容を特に啓発する必要性が高いことが分かる。

⇒バイトや交通事故、金銭トラブル等、法律問題についてご相談は下記にて受け付けています。一人で抱え込まず、まずは、ご相談を！

【無料法律相談連絡先】 法務支援センター事務室 （図書館情報センター・13号館7階）

T E L : 0561-73-1111 (内)5105・5106

E-mail : aguls@dpc.agu.ac.jp

H P : <http://legal-supports.agu.ac.jp/free-legal-consultation/index.html>

「愛知学院大学 法務支援センター」で検索